

令和3年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和3年度11月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和3年11月定例会議案説明資料目次

生活環境部

## 【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第8号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 住まいまちづくり課	3 4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 繰越明許費に関する調書	緑豊かな自然課ほか	8
	4 債務負担行為に関する調書	衛生環境研究所ほか	9

## (企業会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第3号	令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算(第1号)		
	1 債務負担行為に関する調書	水環境保全課	10

## 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第10号	鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	11
議案第11号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	13
議案第18号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立大山自然歴史館)について	西部総合事務所環境建築局	20
議案第22号	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例	住まいまちづくり課	24

## (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和3年11月17日専決)	住まいまちづくり課	36
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	衛生環境研究所	37

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
住まいまちづくり課	2,243,471	5,165	2,248,636				5,165	
合計	9,329,841	5,165	9,335,006				5,165	
説明 (一般会計) 住まいまちづくり課 県営住宅維持管理費に係る補正								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線：7399)

1 目 住宅管理費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理費	402,696	5,165	407,861				5,165	
トータルコスト	506,483	5,957	512,440	(補正に係る主な業務内容) 県営住宅管理システムの更新、契約事務				
従事する職員数	17.6人	0.1人	17.7人					
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

県営住宅管理システム機器の賃貸借契約の満了による機器更新に伴い、同システムのソフトウェアの更新及びデータの移行作業を行う。

**2 主な事業内容**

- ・ 県営住宅管理システムのソフトウェア等の最新バージョンへの更新、動作検証
- ・ 財務システムとの連携に係る動作検証
- ・ 県営住宅管理システムのデータの移行

**3 事業目標・取組状況・改善点**

**【事業目標】**

早期に家賃等の納付指導を行うことにより収納率向上を図るとともに、明渡し訴訟による損害賠償金の発生を抑制し、入居者の居住の安定を確保する。

**【取組状況・改善状況】**

県営住宅の適正な維持管理のため、納付指導員による滞納家賃等の納付指導、維持管理に必要な点検等の委託や入居者情報の管理・家賃計算等を行う県営住宅管理システムの運用等を行っている。

令和3年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	8款 土木費								
					うち生活環境部					
								6項 住宅費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	257,808		257,808	27,475		27,475	26,219		26,219
2	給料	1,981,868		1,981,868	237,212		237,212	206,604		206,604
3	職員手当等	1,028,854		1,028,854	122,206		122,206	106,974		106,974
4	共済費	702,943		702,943	83,514		83,514	73,386		73,386
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	19,110		19,110	12,826		12,826	12,183		12,183
8	旅費	47,339		47,339	6,016		6,016	4,093		4,093
	費用弁償	12,799		12,799	2,380		2,380	1,590		1,590
	普通旅費	31,913		31,913	3,056		3,056	2,502		2,502
	特別旅費	2,627		2,627	580		580	1		1
9	交際費	100		100						
10	需用費	715,240	811	716,051	21,913		21,913	18,270		18,270
11	役務費	188,186		188,186	10,663		10,663	10,316		10,316
12	委託料	7,400,958	5,165	7,406,123	971,619	5,165	976,784	430,614	5,165	435,779
13	使用料及び賃借料	263,931		263,931	18,558		18,558	11,828		11,828
14	工事請負費	26,813,965	102,395	26,916,360	1,241,449		1,241,449	939,155		939,155
15	原材料費	9,526		9,526						
16	公有財産購入費	650,817		650,817						
17	備品購入費	307,271		307,271	16,635		16,635	100		100
18	負担金、補助及び交付金	7,007,274	15,000	7,022,274	721,925		721,925	561,329		561,329
19	扶助費									
20	貸付金	1,254		1,254	1,254		1,254	1,254		1,254
21	補償、補填及び賠償金	1,503,578	33,305	1,536,883	10,584		10,584	10,584		10,584
22	償還金、利子及び割引料	4,000		4,000						
23	投資及び出資金									
24	積立金	158,041		158,041	158,041		158,041	158,041		158,041
25	寄附金									
26	公課費	7,874		7,874						
27	繰出金									
	予備費									
	計	49,069,937	156,676	49,226,613	3,661,890	5,165	3,667,055	2,570,950	5,165	2,576,115
財	国庫支出金	15,386,353		15,386,353	569,118		569,118	474,676		474,676
源	地方債	18,104,000		18,104,000	615,000		615,000	497,000		497,000
内	その他	1,591,176	12,206	1,603,382	725,222		725,222	701,282		701,282
訳	一般財源	13,988,408	144,470	14,132,878	1,752,550	5,165	1,757,715	897,992	5,165	903,157

令和3年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	8款 土木費		
		うち生活環境部		
		6項 住宅費		
		1目 住宅管理費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	25,777		25,777
2	給料	206,604		206,604
3	職員手当等	106,974		106,974
4	共済費	73,386		73,386
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	12,153		12,153
8	旅費	3,637		3,637
	費用弁償	1,185		1,185
	普通旅費	2,452		2,452
	特別旅費			
9	交際費			
10	需用費	18,193		18,193
11	役務費	10,286		10,286
12	委託料	330,876	5,165	336,041
13	使用料及び賃借料	11,808		11,808
14	工事請負費	151,721		151,721
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費			
18	負担金、補助及び交付金	82,495		82,495
19	扶助費			
20	貸付金			
21	補償、補填及び賠償金	1,192		1,192
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金			
25	寄附金			
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	1,035,102	5,165	1,040,267
財源	国庫支出金	4,261		4,261
	地方債			
	その他	638,715		638,715
	一般財源	392,126	5,165	397,291

令和3年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	111,856		111,856
2	給料	998,586		998,586
3	職員手当等	523,593		523,593
4	共済費	351,192		351,192
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	84,172		84,172
8	旅費	42,299		42,299
	費用弁償	8,833		8,833
	普通旅費	23,525		23,525
	特別旅費	9,941		9,941
9	交際費	100		100
10	需用費	187,131		187,131
11	役務費	49,104		49,104
12	委託料	2,129,712	5,165	2,134,877
13	使用料及び賃借料	1,130,223		1,130,223
14	工事請負費	1,751,292		1,751,292
15	原材料費	360		360
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	32,562		32,562
18	負担金、補助及び交付金	1,738,201		1,738,201
19	扶助費			
20	貸付金	16,154		16,154
21	補償、補填及び賠償金	11,584		11,584
22	償還金、利子及び割引料	400		400
23	投資及び出資金			
24	積立金	165,390		165,390
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	9,329,841	5,165	9,335,006
財源内訳	国庫支出金	3,069,336		3,069,336
	地方債	1,003,000		1,003,000
	その他	979,170		979,170
	一般財源	4,278,335	5,165	4,283,500

# 緑越明許費に関する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他	一般財源	
4 衛生費	2 環境衛生費	4 環境保全費	国立公園満喫プロジェクト推進事業	緑豊かな自然課	296,722	84,493	42,246	38,000	4,247	4,247	木道改修工事について、地元関係者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
6 農林水産業費	3 農地費	2 土地改良費	農業集落排水事業	水環境保全課	138,325	6,000	6,000				他事業との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
8 土木費	5 都市計画費	3 公園費	都市公園機能向上推進事業	緑豊かな自然課	57,904	23,000		17,000	6,000	6,000	東郷湖羽合臨海公園（キリン公園）の駐車場整備について、利用者の利便性を考慮した施工を行うに当たり、工事中の安全対策等の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
生活環境部 合計							48,246	55,000	0	10,247	



**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和3年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境研究所	千円 10,783		千円	令和4年度から 令和7年度まで	千円 10,783				千円 10,783
令和3年度 都市公園管理費	緑豊かな自然課	1,531			令和4年度から 令和6年度まで	1,531				1,531
令和3年度 山陰海岸ジオパーク海と大地 の自然館運営費	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然 館	1,626			令和4年度から 令和6年度まで	1,626				1,626
令和3年度 消費生活センター事業費	消費生活センター	198			令和4年度から 令和6年度まで	198				198
令和3年度 県営住宅維持管理費	住まいまちづくり課	14,077			令和4年度から 令和10年度まで	14,077				14,077

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分(天神川流域下水道事業)

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国庫支出金	地方債	その他	
令和3年度 天神浄化センター主ポンプ 設備改築	水環境保全課	千円 296,000		千円	令和4年度から 令和5年度まで	千円 296,000	千円	千円	千円	千円 296,000

条 例 名 等	鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する 条例				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 都市計画法等の一部が改正され、市街化調整区域に係る開発行為を認めることができる要件が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 市街化調整区域に係る開発行為を認めることができない市街化不相当区域に、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域（これらの区域のうち災害を防止し、又は軽減するための施設の整備その他の防災対策措置が講じられていると知事が認める区域を除く。）等の区域を追加する。 (2) 市街化調整区域内において移転建築物等に代わる建築物等を建設することができる事由として、移転建築物等が浸水被害防止区域内に所在することを追加する。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和4年4月1日とする。</p> <p>【参考】</p> <p>1 条例の概要 条例は、都市計画法第34条第11号及び第12号に基づき、市街化を抑制すべき市街化調整区域内において開発を認める区域の指定及び開発の許可基準を定めている。（条例適用区域は境港市及び日吉津村であり、鳥取市と米子市は対象外である。） ・自己用住宅の建築を認める区域として「市街化区域と一体的な地域」を指定（第11号関係） ・市街化を促進しない開発として立地を認める建築物等の基準（第12号関係）</p> <p>2 都市計画法の改正概要（令和2年6月10日公布ほか、令和4年4月1日施行） (1) 市街化調整区域内において開発を認める区域を条例で指定する場合の基準に、区域に含めることが適当でない災害リスクの高い区域が明確に定められた。 （災害リスクの高い区域）※都市計画法施行令で規定</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">今回追加</td> <td>                     ・災害危険区域（建築基準法）                      ・地すべり防止区域（地すべり等防止法）                      ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）                      ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）                      ・浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法の改正（令和3年11月施行）により創設）                      ・浸水想定区域（水防法）のうち土地利用動向、想定浸水深、浸水継続時間及び過去の浸水状況を勘案して住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域                 </td> </tr> <tr> <td>既定</td> <td>                     溢(いつ)水、湛(たん)水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域                      ※現状、県の管轄区域である境港市及び日吉津村の市街化調整区域内にこれらの区域はない。                 </td> </tr> </table> <p>(2) 市街化調整区域内の特に災害リスクの高い区域（上表の区域のうち土砂災害警戒区域は土砂災害特別警戒区域に限り、浸水想定区域を除いた区域）から建築物等を移転する目的で行われる開発が許可の対象となった。 ※条例では従前より、特に災害リスクの高い区域からの建築物等の移転は、同一市町村内であれば市街化調整区域の内外に限らず認めており、今回の改正は、法改正により認められた市街化調整区域内での移転を条例の規定から除き、新たに創設された浸水被害防止区域を追加するものである。</p> <p>3 鳥取市、米子市の状況 ・鳥取市は法第34条第11号、第12号に係る条例を設けていない。 ・開発許可等の知事権限を委譲している米子市は県と同様の条例を設けており、県と同様の改正を12月議会に付議する予定である。</p>	今回追加	・災害危険区域（建築基準法） ・地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） ・浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法の改正（令和3年11月施行）により創設） ・浸水想定区域（水防法）のうち土地利用動向、想定浸水深、浸水継続時間及び過去の浸水状況を勘案して住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域	既定	溢(いつ)水、湛(たん)水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域 ※現状、県の管轄区域である境港市及び日吉津村の市街化調整区域内にこれらの区域はない。
今回追加	・災害危険区域（建築基準法） ・地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） ・浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法の改正（令和3年11月施行）により創設） ・浸水想定区域（水防法）のうち土地利用動向、想定浸水深、浸水継続時間及び過去の浸水状況を勘案して住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域				
既定	溢(いつ)水、湛(たん)水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域 ※現状、県の管轄区域である境港市及び日吉津村の市街化調整区域内にこれらの区域はない。				

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市街化不適当区域 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域並びに政令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域（災害を防止し、又は軽減するための施設の整備その他の防災対策措置が講じられていると知事が認める区域を除く。）及び同条第6号に掲げる区域をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>                     7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等（<u>法第34条第8号の2の規定の適用を受ける建築物等を除く。</u>）を建設する目的                      (1)～(5) 略                      (6) <u>特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の規定により指定された浸水被害防止区域内に所在すること。</u> </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	略	略	7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等（ <u>法第34条第8号の2の規定の適用を受ける建築物等を除く。</u> ）を建設する目的 (1)～(5) 略 (6) <u>特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の規定により指定された浸水被害防止区域内に所在すること。</u>	略	略	略	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市街化不適当区域 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>                     7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的                      (1)～(5) 略                 </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	略	略	7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 (1)～(5) 略	略	略	略
略	略												
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等（ <u>法第34条第8号の2の規定の適用を受ける建築物等を除く。</u> ）を建設する目的 (1)～(5) 略 (6) <u>特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の規定により指定された浸水被害防止区域内に所在すること。</u>	略												
略	略												
略	略												
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 (1)～(5) 略	略												
略	略												

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例名等

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、手数料の額の変更を行う。

2 概要

(1) 次のとおり手数料の額を引き下げる。

ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定のうち、住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書の添付がある場合

区分 (申請建物の床面積)	改正後	現行	
	(確認書又は住宅性能評価書がある場合)	(基準適合証がある場合)	(住宅性能評価書がある場合)
一戸建ての住宅	11,000円	11,000円	19,000円
500㎡以下	21,000円	23,000円	40,000円
500㎡超1,000㎡以下	34,000円	37,000円	64,000円
1,000㎡超3,000㎡以下	57,000円	63,000円	118,000円
3,000㎡超5,000㎡以下	91,000円	121,000円	207,000円
5,000㎡超10,000㎡以下	139,000円	228,000円	341,000円
10,000㎡超20,000㎡以下	237,000円	423,000円	631,000円
20,000㎡超30,000㎡以下	300,000円	603,000円	882,000円
30,000㎡超	340,000円	718,000円	1,067,000円

イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定のうち、住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書の添付がある場合

区分 (申請建物の床面積)	改正後 (確認書がある場合)	現行 (基準適合証がある場合)
500㎡以下	31,000円	34,000円
500㎡超1,000㎡以下	51,000円	55,000円
1,000㎡超3,000㎡以下	85,000円	94,000円
3,000㎡超5,000㎡以下	137,000円	182,000円
5,000㎡超10,000㎡以下	209,000円	341,000円
10,000㎡超20,000㎡以下	355,000円	634,000円
20,000㎡超30,000㎡以下	450,000円	904,000円
30,000㎡超	510,000円	1,078,000円

3 施行期日等

(1) 施行期日は、令和4年2月20日とする。

(2) 施行日前に交付された住宅性能評価書により長期優良住宅の認定を行う場合は従前の手数料を徴収する。

【参考】

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正

1 改正の概要

- ・長期優良住宅建築等計画の認定は、基準適合証又は住宅性能評価書（いずれも民間審査機関が技術審査を行い適合するものに交付）を添付して所管行政庁に申請することとなっている。
- ・国の技術的助言に定められていた基準適合証については、法に確認書として規定された。
- ・住宅性能評価書は基準のうち長期使用基準が民間審査機関の審査対象外であったが、法改正により審査対象に追加された。（これに伴い所管行政庁の審査が一部省略となった。）

2 施行期日

令和4年2月20日

3 その他

国は手数料算定の根拠となる所要審査時間を新たに示した。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前			
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画</p>			<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画</p>			
区分	金額		区分	金額		
	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項の規定により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（以下この号において「確認書」という。）又は同条第4項の規定により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（以下この号</p>	<p><u>確認書等の添付がない場合</u></p>		<p>基準適合（長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であつて、住宅の品質確保の促進等に関</p>	<p>住宅性能評価書（住宅品質確保法の第5条第1項に規定する住宅性能評価書のうち知事が定めるものをいう。以下同じ。）の添付がある場</p>	<p><u>基準適合及び住宅性能評価書の添付がない場合</u></p>

	において「確認書等」という。)の添付がある場合		する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付したものをいう。以下同じ。)の添付がある場合	合		
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1 件につき11,000円	略	1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1 件につき11,000円	1 件につき19,000円	略
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画			2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画			
(1) 床面積の合計が500	1 件につき21,000円	略	(1) 床面積の合計が500	1 件につき	1 件につき	略

平方メートル以下の住宅に係るもの				平方メートル以下の住宅に係るもの	23,000 円	40,000 円	
(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき34,000 円	略		(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 37,000 円	1件につき 64,000 円	略
(3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき57,000 円	略		(3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 63,000 円	1件につき 118,000 円	略
(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき91,000 円	略		(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 121,000 円	1件につき 207,000 円	略
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき139,000 円	略		(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 228,000 円	1件につき 341,000 円	略
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に	1件につき237,000 円	略		(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に	1件につき 423,000 円	1件につき 631,000 円	略



係るもの (7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき300,000円	略
(8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1件につき340,000円	略

係るもの (7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき603,000円	1件につき882,000円	略
(8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1件につき718,000円	1件につき1,067,000円	略

イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画

イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画

区分	金額	
	確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1件につき17,000円	略
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画		
(1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>31,000円</u>	略
(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、	1件につき <u>51,000円</u>	略

区分	金額	
	基準適合証の添付がある場合	基準適合証の添付がない場合
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1件につき17,000円	略
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画		
(1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>34,000円</u>	略
(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、	1件につき <u>55,000円</u>	略

1,000平方メートル以下の住宅に係るもの				1,000平方メートル以下の住宅に係るもの			
(3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき <u>85,000円</u>	略		(3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき <u>94,000円</u>	略	
(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき <u>137,000円</u>	略		(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき <u>182,000円</u>	略	
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき <u>209,000円</u>	略		(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき <u>341,000円</u>	略	
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の	1 件につき <u>355,000円</u>	略		(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の	1 件につき <u>634,000円</u>	略	

住宅に係るもの (7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超える、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>450,000円</u>	略	住宅に係るもの (7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超える、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき <u>904,000円</u>	略
(8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1件につき <u>510,000円</u>	略	(8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1件につき <u>1,078,000円</u>	略
(315の3)～(328) 略			(315の3)～(328) 略		
2 略			2 略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付された基準適合証（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものをいう。以下同じ。）を添付して行う長期優良住宅法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定については、当該基準適合証を長期使用構造等（長期優良住宅法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）である旨が記載された確認書（住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第3条の規定による改正後の住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）とみなして、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第315号の2に定める額の手数料を徴収する。

3 施行日前に交付された住宅性能評価書（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書のうち知事が定めるものをいう。）を添付して行う長期優良住宅法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第315号の2の規定にかかわらず、改正前の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第315号の2に定める額の手数料を徴収する。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山自然歴史館）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立大山自然歴史館</p> <p>（2）指定管理者 西伯郡大山町大山45番地5 一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄 ※現在の指定管理者</p> <p>（3）指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由 大山自然歴史館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人大山観光局を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>【参考】選考方法：公募</p>

## 鳥取県立大山自然歴史館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者について、西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の者を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄（西伯郡大山町大山 45 番地 5）

### 2 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

### 3 指定管理料の額

153,500,000 円（債務負担行為額 164,555,000 円）

〔参考〕単年度指定管理料の額 30,700,000 円

### 4 選定理由

大山自然歴史館の指定管理者の指定に当たっては、1 団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第 5 条の基準に基づき総合的に審査した。当該応募団体は、これまで 2 期にわたる指定管理において瑕疵なく事業実施されており、豊富な経験と専門性を持つ職員体制が整っていると認められることから、適切な施設の管理運営及び展示やイベント実施による大山の自然・歴史・文化の魅力発信が期待できるため指定管理候補者として選定した。

### 5 応募者

応募者	所在地	代表者
一般社団法人大山観光局	西伯郡大山町大山 45 番地 5	代表理事 足立 敏雄

### 6 審査委員

氏名	所属等
中原 斉（委員長）	米子市文化振興課文化財活用担当 専門官 （鳥取県ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員））
伊澤 百子（副委員長）	有限会社森の国 取締役
田代 智彦	田代智彦税理士事務所 税理士
清水 律子	宿坊観證院山楽荘 女将
朝倉 学	鳥取県西部総合事務所環境建築局 局長

## 7 審査結果

### (1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理運営の基本的な考え方 ・施設の設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針	配点なし (必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・サービス向上策と利用促進策 ・自然・歴史・文化に関する教育の場の提供 ・自然・歴史・文化を紹介し、魅力を体験できる場の提供 ・自主事業の実施  ○地域の施設・団体等と連携した取組 ○施設管理 ・施設設備の維持管理・衛生管理 ・外部委託の考え方 ・障がい者就労施設等への発注の配慮 ・省エネルギー、省資源への取組  ○開館時間等 ・開館時間・休館日の設定  ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制及び対応 ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法  ○個人情報保護等への対応 ・個人情報の保護への対応 ・情報の公開への対応  ○利用者等の要望の把握及び対応方針	60
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収入の見積り、考え方 ○支出計画の見通し ○指定管理料上限額に対する提示金額の評価	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業等の認定等 ・ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 ・あいサポート企業等の認定等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	22
合 計			102

(2) 審査結果、意見 (点数は委員5名の平均)

	審査基準 (配点)	審査結果	主な審査意見
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。(適/不適)	適	・個人・団体・外国人問わず誰もが気軽に利用し、大山の魅力を感じることができるよう、多様なニーズに応え、公正公平なサービス提供を目指している。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(60点)	42	・ソーシャルメディアなどの活用や大山観光局内の他部門との連携による情報発信の充実強化に取り組む姿勢が評価できる。 ・大山寺参道の来訪者が大山自然歴史館にも行ってみたいと感じられるよう、周辺の旅館等と連携した情報発信をお願いしたい。 ・学校等に出向き大山の自然・歴史・文化や館の事業について広く紹介する取組や、地域の教育施設・団体と連携した取組が評価できる。 ・多様な意見を聞くことで来訪者のニーズを把握して施設の魅力向上を図り、大山のビジターセンターとして機能を十分に果たすことが望まれる。
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。(20点)	17	・外部委託については、入札により必要経費を抑制している。 ・除雪経費など年によって増減が著しい経費については、過去の状況を参考に必要経費を見込んでおり、収支予算について非常によく検討されている。
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(22点)	11	・長年にわたる指定管理者としての実績があり、安定・安全な運営が期待できる。 ・職員数が限られる中で、自然観察指導員等のボランティアを活用し、年間の活動がうまく行われている。
	総合評価 (102点)	70	

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○開館時間

午前9時から午後5時まで(7月21日から8月20日の間は午後6時30分まで)

○休館日

12月29日から1月3日、臨時休館日(年2日程度(床ワックス清掃のため))

(2) 利用促進業務

ア 教育の場として提供する取組

○大山寺地区をオリエンテーリングすることで、大山の自然・歴史・文化について学べるプログラムを開発し学校等に提供する。

○各学校で行われる大山に関する学習や公民館や各種団体の研修会に出向き、大山の自然・歴史・文化を紹介する。

イ 自然・歴史・文化に関するイベントの実施

○季節やテーマごとの自然観察会や大山古道を歩く観察会、企画展と連動したワークショップなど体験型イベントを開催する。

○大山や自然歴史館を訪れることが困難な方のため、福祉施設等に出向き映像などで大山の素晴らしさを紹介するとともに、紙芝居や塗り絵などで大山を身近に感じてもらう「移動歴史館」を実施する。

ウ 広報活動

○年間のイベントカレンダーやリーフレットのほか、新聞広告等を活用した広報を行う。

○大山の成り立ちや歩き方、登山情報など大山を訪れる方が求める情報を広く届けるため、SNS等広報ツールの活用や大山観光局の他部門との連携による情報発信を行う。

エ 地域の施設・団体等との連携によるビジターセンターとしての取組

○地元の事業者や観光関係者が観光客に大山の自然・歴史・文化を紹介し、地域を挙げておもてなしができるよう勉強会「じげあれこれ」を開催する。

(3) 組織及び職員の配置等

○大山自然歴史館の管理運営に当たり、自然保護活動等の経験豊富な館長のほか、大山に関するイベントの企画運営や外国語対応が可能な学芸解説員を配置する。

条例名等	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心を確保する。</p> <p>2 概要 (1) 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度 ア 事業者は、次の盛土又は切土（以下「盛土等」という。）を行う事業を実施しようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととする。 （ア）盛土等を行おうとする区域の面積が2,000㎡以上かつ盛土等により生じる地盤面の高低差が1m以上となる盛土等 （イ）盛土等により生じる地盤面の高低差が5m以上となる盛土等 イ 事業者は、斜面地等に水平投影面積が300㎡以上又は高さが15m以上の工作物の設置を行う事業を実施しようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととする。 ウ 事業者は、許可申請を行う前に、近隣関係者に対し事業計画の内容について説明を行わなければならないこととする。 エ 許可事業者は、中間検査及び完了検査を受けなければならないこととする。 オ 許可事業者は、6月間ごとに実施状況を知事に報告しなければならないこととする。 カ 盛土等を行った許可事業者は、事業の完了又は廃止の日から10年間、1年ごとに維持管理等の状況について、知事に報告しなければならないこととする。 キ 工作物を設置した許可事業者は、工作物を撤去するまでの間、カと同様の報告を要することとする。 ク 許可事業者は、施工した盛土又は設置した工作物を事業の用に供しないこととする場合等は、当該盛土又は工作物の撤去等を行わなければならないこととする。 ケ 許可事業者は、次の事業の実施に当たっては、あらかじめ保証金を金融機関に預入しなければならないこととする。 （ア）斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業 （イ）工作物設置を行う事業 コ ケの保証金は、事業者が知事の命令に係る措置を履行しなかったことにより斜面の安全の確保等に支障が生じると認める場合に、当該支障の除去等の措置に要する費用に充てることができることとする。 (2) 建設発生土搬出の許可制度 発注者は、体積が500㎡以上の建設発生土搬出を実施するときは、知事の許可を受けなければならないこととする。 (3) 指導監督、勧告・命令等 ア 知事は、斜面の安全の確保等のため、必要な巡視活動、報告徴収、立入検査、指導及び助言を行うものとする。 イ 知事は、許可事業者に対し、斜面の安全の確保等のため、必要な措置を講ずるよう勧告できることとする。 ウ 知事は、イの勧告をした場合において、なお斜面の安全の確保等に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、許可事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。 エ 知事は（1）ア及びイの許可を受けないで事業を実施した者等に対し、条例の目的を達成するために支障が生じないよう措置を講ずべきことを命ずることができることとする。 オ 知事は、ウ又はエの場合によるほか、斜面の安全の確保等に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。 カ 知事は、ウからオまでの命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び事業者名を公表するものとする。 キ （1）ア及びイの許可並びにエの中間検査及び完了検査及び（2）の許可を求める者は手数料を納付しなければならないこととする。 (4) 罰則 （1）ア及びイの許可を受けないで事業を行った者、（3）ウ、エ及びオの命令に違反した者等は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 施行期日等 （1）施行期日は、令和4年5月1日とする。 （2）所要の経過措置を講ずる。</p>



## 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 特定事業の許可等（第6条－第21条）
- 第3章 特定建設発生土搬出の許可等（第22条－第26条）
- 第4章 雑則（第27条－第34条）
- 第5章 罰則（第35条－第38条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心を確保することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）土砂 土、砂又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- （2）特定盛土 盛土又は切土（以下「盛土等」という。）を施工する土地であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 盛土等を施工する土地の区域の面積が2,000平方メートル以上であり、かつ、盛土等の施工に係る地盤面の最も低い地点と地盤面の最も高い地点の標高の差（以下「地盤高低差」という。）が1メートル以上となるもの
  - イ 地盤高低差が5メートル以上となるもの
- （3）特定工作物 斜面地（地盤面の最も低い地点と地盤面の最も高い地点の標高の差が5メートルを超え、かつ、傾斜度が水平面に対し15度を超える土地を含む一団の区域をいう。以下同じ。）及び当該斜面地の周辺の土地として規則で定める土地に設置する工作物であって、その工作物の水平投影面積の合計が300平方メートル以上又は高さが15メートル以上となるものをいう。
- （4）特定事業 特定盛土又は特定工作物（以下「特定盛土等」という。）に係る工事（以下「特定工事」という。）を行う事業その他規則で定める事業をいう。
- （5）事業区域 特定事業を行う一団の土地の区域をいう。
- （6）建設発生土 建設工事に伴い副次的に得られる土砂をいう。
- （7）特定建設発生土搬出 建設発生土を当該建設工事の区域から搬出する行為（土砂を利用することを目的として、土砂を一時的に搬出し、又はたい積させる行為（以下「仮置き」という。）を含む。）であって、その土砂の体積が500立方メートル以上となるものをいう。
- （8）事業者 特定工事又は建設工事の発注者（他の者から請け負った特定工事又は建設工事の発注者を除く。以下同じ。）、請負契約によらないで、特定工事又は建設工事を自ら行う者その他規則で定める者をいう。
- （9）所有者等 特定事業を行う土地の所有者、管理者、占有者、地上権又は賃借権を有する者その他の当該土地の使用、収益、管理又は処分に関する権限を有する者をいう。

##### （県の責務及び市町村との連携）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たり、市町村と連携を図るものとする。

##### （事業者及び所有者等の責務）

第4条 事業者及び所有者等は、特定事業の実施に当たっては、次項及び第3項に定めるもののほか、関係法令を遵守するとともに、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境を保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。

- (1) 事業区域及びその周辺区域における斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項
- (2) 特定盛土等の構造の安全性に関する事項
- (3) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項
- (4) 特定盛土等の維持管理に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 特定盛土等の維持管理に要する費用
- (2) 特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用  
(土地の所有者、管理者等の責務)

第5条 土地の所有者、管理者、占有者、地上権又は賃借権を有する者その他の当該土地の使用、収益、管理又は処分に関する権限を有する者は、斜面の安全を損ない、災害発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させ、又は管理させることのないよう努めなければならない。

## 第2章 特定事業の許可等

(近隣関係者への説明)

第6条 事業者は、次に掲げる申請を行う前に、生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容について、説明会の開催その他の方法により説明を行わなければならない。

- (1) 次条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請
- (2) 第9条第1項の規定に基づく事業計画の変更に係る許可の申請

2 前項の説明を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

(特定事業の実施に係る許可)

第7条 特定事業を実施しようとする事業者（新たな盛土等の施工又は特定工作物の設置その他の事由により、当該事業が特定事業に該当することとなった場合における当該事業者を含む。）は、特定工事に着手する前に、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業の実施については、この限りでない。

- (1) 災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う特定事業
- (3) その他規則で定める特定事業

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画を記載した書類（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付した許可申請書を知事に提出しなければならない。

3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 特定事業の実施予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 特定事業の実施に係る工事費の総額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 第1項の規定にかかわらず、規則で定める特定事業を実施しようとする者は、特定工事に着手する前にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の基準等)

第8条 知事は、前条第2項の許可申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る特定事業が次の各号の

いずれにも該当していると認めるときでなければ、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 事業計画の内容が技術基準に適合していること。

(2) 第18条第1項の規定による保証金の預入が必要な場合にあっては、保証金の預入がされ、並びに同条第3項の規定により県との質権設定契約が締結され、及び当該質権の設定について県に民法(明治29年法律第89号)第364条の規定による対抗要件(以下単に「対抗要件」という。)を備えさせていること。

(3) 事業区域又はこれに近接する土地に特定工事を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。

(4) 許可を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第14条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員又はこれらに準ずる者であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

イ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人

2 知事は、前条第1項の許可に、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るために必要な条件を付することができる。

3 知事は、前条第1項の許可の申請に対して、許可をし、又はしないこととしたときは、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(事業計画の変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

(1) 特定事業に係る規則で定める軽微な変更

(2) 特定盛土等の維持管理に係る規則で定める軽微な変更

2 許可事業者は、前項ただし書に規定する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 第7条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(標識の掲示)

第10条 許可事業者は、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業を行っている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 許可事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該標識を書き換えなければならない。

3 許可事業者は、第14条の規定により許可を取り消されたとき、又は当該特定事業を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

(着手届)

第11条 許可事業者は、当該許可に係る特定工事に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、その旨を知事に届け出るとともに、当該特定事業を行う土地の所有者等に対して、規則で定めるところにより通知しなければならない。

(特定事業の中間検査)

第12条 許可事業者は、特定工事(第9条第1項の変更に係る工事を含む。)に次の各号に掲げる工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、規則で定めるところにより、その特定工事が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査(以下「中間検査」という。)を受けなければならない。

(1) 特定工事を行う地盤の状態を確認する工程のうち規則で定める工程

(2) 特定盛土に埋設される排水設備を設置する工程のうち規則で定める工程

(3) 特定工作物の基礎を設置する工程のうち規則で定める工程

- 2 知事は、中間検査の結果、特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたときは、規則で定めるところにより、許可事業者に通知するものとする。
- 3 許可事業者は、前項の規定による特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けた後でなければ、特定工程後の工程の工事をしてはならない。

(特定事業の完了検査)

第13条 許可事業者は、特定工事を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「完了検査」という。）を受けなければならない。

- 2 知事は、完了検査の結果、特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認め、又は適合していないと認めたときは、規則で定めるところにより、許可事業者に通知するものとする。
- 3 許可事業者は、前項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受ける前に許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させてはならない。

(許可の取消し)

第14条 知事は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第9条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第7条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第7条第1項又は第9条第1項の許可に係る事業計画に違反して特定事業を実施したとき。
- (4) 第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに特定工事に着手せず、又は1年以上特定工事を中断しているとき。
- (5) 第7条第2項（第9条第3項において準用する場合を含む。）に規定する事業計画書に示された特定事業の完了予定日の翌日から起算して14日を経過する日までに完了検査を受けなかったとき。
- (6) 第12条第1項の規定による中間検査を受けずに、又は同条第2項の規定による特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けずに特定工程後の工程の工事に着手したとき。
- (7) 前条第1項の規定による完了検査を受けずに、又は同条第2項の規定による特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知を受けずに許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。
- (8) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (9) 第18条第1項の規定による保証金の預入が必要な場合において、保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせず、若しくは当該質権の設定について県に対抗要件を備えさせずに特定事業を実施したとき。
- (10) 第31条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による命令に違反したとき。

(定期的な報告)

第15条 許可事業者は、特定工事に着手した日から特定工事を完了し、又は廃止する日までの間において、6月ごとの当該期間における特定工事の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 特定事業の許可年月日及び許可番号
- (3) 特定事業を行う区域及び位置
- (4) 報告の対象となる期間
- (5) 前号の期間中における次に掲げる事項
  - ア 事業区域に土砂を搬入させた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - イ 搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地
  - ウ 特定工事の進捗状況

エ 事業区域における災害発生の防止のための必要な措置

(6) その他規則で定める事項

2 特定盛土に係る工事を行った許可事業者は、規則で定める場合を除き、当該特定事業の完了又は廃止の日から10年間（10年目の期間において第2号又は第3号に掲げる措置に異変又は不備が生じていると知事が認めた場合にあっては、当該異変又は不備が改善されるまでの間）、1年ごとの当該期間における事業の状況について、当該期間を経過した日から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 報告の対象となる期間の特定盛土に係る維持管理の状況

(3) 前項第5号ウに掲げる事項

(4) 第4条第3項各号に掲げる費用その他事業者の義務の履行の確保のための費用（以下「防災・環境保全費用」という。）を確保している状況

(5) その他規則で定める事項

3 前項の規定は、特定工作物を設置した場合について準用する。この場合において、前項中「特定盛土」とあるのは「特定工作物」と、「10年間（10年目の期間において）」とあるのは「当該特定工作物を撤去するまでの間（特定工作物の撤去後に）」と読み替えるものとする。

（特定事業の承継）

第16条 許可事業者から特定事業の全部を譲り受けた者は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 許可事業者について相続、合併又は分割（特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により特定事業の全部を承継した法人は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

3 前2項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、所有者等に通知しなければならない。

（特定盛土等の撤去等）

第17条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項の許可を受けた特定事業に係る特定盛土等を事業の用に供しないこととする場合又は特定盛土に係る盛土等を撤去し、若しくは特定工作物を廃止する場合においては、当該特定盛土等の撤去その他の斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、許可事業者は、規則で定めるところにより、同項の措置が適切に実施されているかどうかについて、遅滞なく、知事の検査（以下「廃止時検査」という。）を受けなければならない。

3 知事は、廃止時検査の結果、当該事業区域及びその周辺の土地の区域において、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認め、又はなされていないと認めたときは、規則で定めるところにより、許可事業者及び所有者等に通知するものとする。

（特定事業に係る保証金の預入）

第18条 事業者（第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。）は、次に掲げる特定事業の実施に係る第7条第1項又は第9条第1項の許可の申請に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。この場合において、金融機関への預入は、日本国内において開設される預金口座に入金されるものでなければならない。

(1) 特定盛土に係る工事を行う事業のうち斜面地において建設発生土を盛土し、又は宅地造成を行う事業

(2) 特定工作物に係る工事を行う事業

2 保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てた額)とする。

- (1) 事業者が実施しようとする特定事業に係る工事費の総額の100分の5に相当する額
- (2) 事業区域の面積に1ヘクタール当たり200万円を乗じて算定した額

- 3 第1項の規定により保証金を預入した者は、第7条第1項の規定に基づく知事の許可を受けるまでに、当該保証金に係る預金債権について県を質権者とする質権を設定するため、県と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、県に対抗要件を備えさせなければならない。
- 4 第16条第1項又は第2項の規定に基づき許可事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第7条第1項の規定に基づく知事の許可を受けるまでに」とあるのは、「第16条第1項又は第2項の規定により許可事業者の地位を承継した際に、特定工事に着手していない場合にあっては特定工事に着手するまでに、特定工事に着手している場合にあっては第16条第3項の規定に基づく知事への届出を行った後直ちに」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、既に特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更(第9条第1項ただし書に規定する変更を含む。)をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

(特定事業に係る保証金の公表)

第19条 知事は、前条の規定に基づき事業者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

(保証金の使途)

第20条 保証金は、事業者が第31条第1項、第2項、第4項又は第5項に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に支障が生じると認める場合は、当該保証金を県が行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条又は第3条第3項の規定により斜面の安全の確保、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全をするために講ずる措置に要する費用に充てることができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、保証金は、事業者が廃掃法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、廃掃法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当すると認める場合は、当該保証金を県が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用に充てることができる。
- 3 知事は、前2項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を事業者に負担させることができる。
- 4 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法又は廃掃法第19条の8第5項において準用する行政代執行法の規定の例によるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 第8条第3項(第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしないこととし、その旨を通知したとき(既に特定工事に着手している場合を除く。)
- (2) 第9条第1項の規定に基づく事業計画の変更により、変更後の事業が特定事業に該当しないこととなったとき(斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置が講じられていると知事が認めるときに限る。)
- (3) 第14条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき(既に特定工事に着手している場合を除く。)
- (4) 第16条第1項又は第2項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、事業者の地位を承継した者と新たに第18条第4項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結し、及び当該質権の設定につき県に対抗要件を備えさせたとき。
- (5) 事業者が次に掲げる通知を受けたとき。

ア 特定盛土にあつては、当該特定盛土に係る完了検査の結果に係る通知（当該特定盛土が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）

イ 特定工作物にあつては、当該特定工作物に係る廃止時検査の結果に係る通知（斜面の安全の確保、災害発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされていると認める旨の通知に限る。）

(6) 前各号に掲げる場合のほか、知事が質権設定契約を解除することが適当と認めるとき。

2 事業者は、第9条第1項の規定に基づく事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第18条第1項の規定により預入した保証金の減額を知事に申し入れることができる。

3 前項の規定による申入れがあつた場合において、知事は、保証金の減額を行つても適切に斜面の安全の確保、災害発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全がなされると認めるときは、保証金の減額を行うことができる。

4 知事及び事業者は、前項の規定により保証金の減額を行う場合は、第18条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとする。

### 第3章 特定建設発生土搬出の許可等

(建設工事の注文に当たつての発注者の指示)

第22条 発注者は、建設工事を注文するに当たり、元請負人に対して当該建設工事に伴つて生じる土砂の適正な処理を指示するよう努めなければならない。

(特定建設発生土搬出の許可等)

第23条 発注者（請負契約によらないで自ら特定建設発生土搬出を行う者を含む。以下この条において同じ。）

は、特定建設発生土搬出を行う事業（事業規模の拡大その他事業着手後に生じた事情の変更により特定建設発生土搬出に当たることとなつた行為を行う事業を含む。）を実施するときは、当該特定建設発生土搬出を実施する日までに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- (1) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- (2) 国等が行う土砂の搬出
- (3) その他規則で定める土砂の搬出

2 前項の許可を受けようとする者は、当該建設工事の区域ごとに次に掲げる事項を記載した特定建設発生土搬出を行う事業に係る計画（以下「搬出事業計画」という。）及び規則で定める書類を添付した許可申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 建設工事の名称及び内容
- (3) 建設工事の位置及び区域
- (4) 搬出する土砂の数量
- (5) 土砂を搬出する期間
- (6) 土砂を処分し、又は仮置きする土地の位置及びその土地の所有者、管理者、占有者又は地上権若しくは借地権を有する者（次項において「土地所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (7) その他規則で定める事項

3 知事は、前項の許可申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 搬出事業計画に記載された内容が適切であること。
- (2) 搬出事業計画に定める土砂の処分又は仮置きをする土地が次に掲げるものであること。

ア 土砂を処分する場合にあつては、当該土砂を処分する土地の区域が、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業区域であること。

イ 土砂を仮置きする場合にあつては、当該土砂を仮置きする土地の土地所有者等の承諾が得られているこ

と。

ウ 土砂を処分する土地の所在地が鳥取県内でないものにあつては、当該土砂を処分する土地の土地所有者等の承諾が得られていること。

- 4 知事は、第1項の許可の申請に対して、許可をし、又はしないこととしたときは、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。
- 5 発注者又は元請負人が建設発生土の適正処理の促進のためのトレーサビリティシステム（建設発生土の有効利用の推進を目的とし、情報通信技術を活用して、土砂の発生元から搬出先までの流通を正確に把握することができるシステムをいう。以下同じ。）について、利用者としての登録をしたときは、第2項に規定する搬出事業計画を策定したものとみなす。

（処分事業計画の変更等）

第24条 前条第1項の許可を受けた者（以下「搬出許可事業者」という。）は、同条第2項各号（第1号を除く。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更に係る土砂の搬出の前に、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

- （1）搬出する土砂の数量の2割以内の減少
- （2）土砂を搬出する期間の3月以内の延長
- （3）トレーサビリティシステムにおける登録事項の変更
- （4）その他規則で定める事項

2 搬出許可事業者は、前項ただし書に規定する変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

3 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の許可について準用する。

（建設発生土搬出完了等の報告）

第25条 搬出許可事業者は、当該許可に係る特定建設発生土搬出を完了し、又は廃止したときは、完了又は廃止の日から起算して20日以内にその旨を知事に報告しなければならない。

（搬出許可の取消し）

第26条 知事は、搬出許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第23条第1項又は第24条第1項の許可を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により、第23条第1項又は第24条第1項の許可を受けたとき。
- （2）第23条第1項又は第24条第1項の許可に係る搬出事業計画に違反して特定建設発生土搬出を行ったとき。
- （3）前条の報告をせず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- （4）第31条第3項から第5項までの命令に違反したとき。

#### 第4章 雑則

（巡視活動）

第27条 知事は、不適切な盛土等の施工、工作物の設置及び建設発生土の搬出を防止し、斜面の安全の確保を図るために必要な巡視活動を行うものとする。

（報告の徴収及び立入調査）

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所、事業区域若しくは土砂を搬出し、処分し、若しくは仮置きする土地に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第29条 知事は、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導又は助言をすることができる。

（勧告）



第30条 知事は、盛土等の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化を図るため、許可事業者（第7条第4項の規定により届出を行った者を含む。次条において同じ。）又は搬出許可事業者に対し、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第31条 知事は、許可事業者（第14条の規定により許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が第4条第2項の規定に違反し、特定事業を実施したと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る盛土等又は工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定事業を実施した者（第7条第4項に規定する者を除き、第14条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該特定事業を中止すること及び期限を定めて当該特定事業に係る盛土等又は工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反し、許可を受けずに特定建設発生土搬出を実施した者（第26条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、当該建設発生土の搬出を中止すること及び期限を定めて当該建設発生土の撤去その他斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 知事は、前3項の規定によるほか、前条の規定による勧告をした場合において、特定事業又は特定建設発生土搬出の実施により、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、許可事業者又は搬出許可事業者（第14条又は第26条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 知事は、前各項の規定によるほか、斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に急迫かつ著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、特定事業又は特定建設発生土搬出を実施している者（第14条又は第26条の規定により許可を取り消された者を含む。）に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

6 知事は、前各項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び命令に従わない者の氏名又は名称を公表するものとする。

（許可台帳）

第32条 知事は、規則で定めるところにより、この条例の規定による処分、報告その他の事項に係る台帳を整備し、保管するものとする。

（手数料）

第33条 別表の区分欄に掲げる行為を求める者は、それぞれ同表の金額欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（規則への委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、特定事業を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けた者
- (3) 正当な理由がなく第31条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反して標識を掲示しなかった者
- (2) 第12条第3項の規定に違反して、中間検査の結果に係る通知（特定工程が許可を受けた事業計画の内容

に適合していると認める旨の通知に限る。)を受けずに特定工程後の工程の工事をした者

(3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知(特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。)を受けずに許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させた者

(4) 第15条第1項又は第2項(第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、特定建設発生土搬出を行った者

(6) 偽りその他不正の手段により、第23条第1項又は第24条第1項の規定による許可を受けた者

(7) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者

第37条 第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年5月1日から施行する。

(既存特定事業に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に工事に着手している特定事業(以下「既存特定事業」という。)については、施行日以後3月を経過する日又は施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間(他の法令等の手続により本条例と同等程度の技術基準を満たすものとして知事が別に定める特定事業にあっては、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間)は、第4条第2項の規定は、適用しない。

2 施行日以後3月を経過したこと又は施行日以後に事業計画の変更が行われたことにより、第4条第2項の規定を適用することとなった既存特定事業を実施している事業者は、第7条第1項の規定の例による許可を受けなければならない。

3 知事は、施行日以後は、第4条第2項に規定する技術基準の趣旨及び内容を考慮して、既存特定事業を実施する事業者(第1項の規定により第4条第2項の規定が適用されない事業者に限る。)に対して、第29条に規定する指導又は助言をすることができる。

4 第4条の規定は、施行日以後に既存特定事業を承継した者に対しても適用する。

(費用の確保に係る経過措置)

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 特定盛土等の維持管理に要する費用

(2) 特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に行う既存特定事業(施行日前に施工された特定盛土等に係る部分に限る。)に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

(事業計画に係る経過措置)

第4条 既存特定事業を行っている事業者は、他の法令等の手続により本条例と同等程度の技術基準を満たすものとして知事が別に定める特定事業に係る事業計画を除き、施行日時点において事業者が有する事業計画を知事が別に定める期間までに、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の場合において既存特定事業に係る計画の内容を把握するため、第28条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。

(特定建設発生土搬出の実施に係る許可についての経過措置)

第5条 施行日前に特定建設発生土搬出を行う建設工事に着手している者及び施行日以後に特定建設発生土搬出

を行う事業の実施を予定している者は、施行日以後に土砂を搬出しようとするときは、この条例の施行前においても第23条又は第24条の規定の例により知事に申請をすることができる。

2 施行日前に特定建設発生土搬出を行う建設工事に着手している者については、施行日以後1月を経過する日までの間は、第23条又は第24条の許可を受けることを要しない。

3 施行日以後6月を経過する日までの間は、第23条第3項第2号アの規定は適用しない。

別表（第33条関係）

区分	金額
第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可（特定工作物の設置に係るものを除く。）	1件につき70,000円
第7条第1項の規定に基づく特定事業の許可（特定工作物の設置に係るものに限る。）	1件につき91,000円
第9条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可（特定工作物の設置に係るものを除く。）	1件につき42,000円
第9条第1項の規定に基づく特定事業の変更の許可（特定工作物の設置に係るものに限る。）	1件につき53,000円
第12条第1項の規定に基づく特定事業の中間検査	1件につき26,000円
第13条第1項の規定に基づく特定事業の完了検査（特定工作物の設置に係るものを除く。）	1件につき26,000円
第13条第1項の規定に基づく特定事業の完了検査（特定工作物の設置に係るものに限る。）	1件につき33,000円
第17条第2項の規定に基づく特定盛土等の廃止時検査（特定工作物の廃止に係るものを除く。）	1件につき26,000円
第17条第2項の規定に基づく特定盛土等の廃止時検査（特定工作物の廃止に係るものに限る。）	1件につき33,000円
第23条第1項の規定に基づく特定建設発生土搬出の許可（トレーサビリティシステムに利用者としての登録をしている者が許可の申請をする場合を除く。）	1件につき10,000円
第24条第1項の規定に基づく特定建設発生土搬出の変更の許可（トレーサビリティシステムに利用者としての登録をしている者が許可の申請をする場合を除く。）	1件につき6,000円
第32条第1項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付	1件につき650円

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (令和3年11月17日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和3年11月17日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  甲 八頭郡若桜町 個人  乙 鳥取市雲山219番地  日本交通株式会社 代表取締役 澤 志郎</p> <p>(2) 和解の要旨  県は、乙に損害賠償金74,244円を支払うものとする（うち、68,629円は県側の過失割合を10割とし、5,615円は県側の過失割合を1割とする）。</p> <p>(3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  令和3年4月4日  イ 事故発生場所  鳥取市浜坂四丁目5  県営住宅ひばりが丘団地内  ウ 事故の状況  和解の相手方甲が、県営住宅ひばりが丘団地敷地内を、和解の相手方乙所有の小型乗用自動車で行中、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。  また、和解の相手方甲が、同車両の当該破損後に駐車した店舗駐車場において、同車両の油が流出したため、和解の相手方乙に油吸着材を使用させ、損害を与えたものである。</p>

## 長期継続契約の締結状況について

### 【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部衛生環境研究所	物品 保守	ファイルサーバー 無停電電源装置	2台 1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	990,000	令和3年12月1日～ 令和8年11月30日	鳥取県生活環境部衛生環境研 究所